

三重大学社会科学学会会則

第一条 本会は、三重大学社会科学学会と称する。

本会の事務所は、三重大学人文学部社会科学科に置く。

本会は、法律、政治、経済、経営、会計、その他隣接諸科学に関する諸問題を調査研究することを目的とする。

第三条 前条の目的を達成するため、本会は次の業務を行う。

一 機関誌等の発行

二 講演会・研究会等の開催

三 他大学・学会及び他の調査研究機関との交流

四 その他評議員会において適当と認めた業務

第四条 本会は、次の会員をもつて組織する。

一 普通会員

二 三重大学人文学部社会科学科の教官

三 学生会員

三重大学人文学部社会科学科の学生

四 特別会員

普通会員以外の三重大学の教官及び三重大学人文

学部社会学科の卒業生で、評議員会の承認した者

第五条 本会の趣旨に賛同する者で、評議員会の承認した個人または団体

一 会長 一名
任期は二年とし、普通会員の互選による。

二 評議員
評議員は、評議員会を構成し、本会の重要な事項を決定する。

評議員は、普通会員をもつてあてる。

三 運営委員 五名

運営委員は、本会の運営及び機関誌の編集にあたる。

任期は二年とし、評議員の互選による。運営委員の互選により運営委員長を選出する。

四 学生論集編集委員 若干名

学生論集編集委員は、学生会員の推薦により、学生論集編集委員は、学生会員の中から選出する。

五 監事 二名

監事は、本会の業務及び会計を監査する。

任期は二年とし、普通会員の互選による。

第六条 会費は次のとおりとする。

一 普通会員 年額五,〇〇〇円

二 学生会員 年額一,五〇〇円

三 特別会員 年額五,〇〇〇円

四 賛助会員 個人会員 年額一〇,〇〇〇円

團体会員 年額一〇一〇,〇〇〇円

第七条 会員は、機関誌の配布を受け、学会主催の講演会・研

究会等に出席することができるほか、調査研究活動を行

うに必要な便宜を与えられる。

第八条 業務及び会計の年次報告のため、総会を毎年一回開かなければならぬ。

第九条 総会は、本会則の細則を定めることができる。
二 本会則の改正は、総会の決議による。

附 則

本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。

附 則
本会則は、昭和六三年一二月七日から施行する。